

様式第 1 号(第 5 条関係)

会 議 概 要

会 議 の 名 称	令和8年度第1回久喜市社会教育委員会議
開 催 年 月 日	令和8年6月26日（金）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時 から 3時
開 催 場 所	鷺宮行政センター5階 生涯学習施設「まなびすと教室」
議 長 氏 名	久喜市社会教育委員長 折原憲司
出 席 委 員（者）氏 名	雨宮辰也、井上日出子、折原憲司、桐原宏、佐伯慶子、 佐藤敏江、進藤律子、関根一郎、寺方克彦、林成光、布施昌美、 穂村憲久、丸渚正樹、吉田正敏、渡邊静子、渡辺龍二
欠 席 委 員（者）氏 名	奥貫久美子、杉山重美、長谷川雅夫、宮下隆
説 明 者 の 職 氏 名	山田浩照生涯学習課主幹
事 務 局 職 員 職 氏 名	山田知加子生涯学習課長、山田浩照生涯学習課主幹、 鈴木功生涯学習課課長補佐兼係長、 田中正行公民館事業推進室長、岡野裕二スポーツ振興課長、 川島尚之指導課長、齋藤英行文化振興課長、 藤本健司生涯学習課主任
会 議 次 第	1 開会 2 議事 （1）委員長・副委員長の選出について （2）社会教育委員に求めること 3 その他 4 閉会
配 布 資 料	・ 次第 ・ 資料1 久喜市社会教育委員名簿 ・ 資料2 社会教育法、久喜市社会教育委員条例・規則一部抜粋資料
会議の公開又は非公開	公開
傍 聴 人 数	0人

様式第 2 号（第 5 条関係）

審議会等会議録

発 言 者・会 議 の て ん 末 ・ 概 要

司会（山田課長）

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、生涯学習課長の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、次第に従いまして、久喜市社会教育委員委嘱式を開催させていただきます。久喜市社会教育委員条例第 2 条に基づき、久喜市社会教育委員の委嘱をいたします。本来であれば、柿沼教育長からお一人おひとりに委嘱書を手交させていただくところではございますが、時間の都合上、代表の方 1 名にお渡しをさせていただきたいと存じます。代表といたしまして、雨宮様、前へお願いいたします。

（柿沼教育長から雨宮委員に委嘱書を交付）

司会（山田課長）

ありがとうございました。それでは、2 年間どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、柿沼教育長からごあいさつを申し上げます。

柿沼教育長

（柿沼教育長 あいさつ）

司会（山田課長）

ありがとうございました。本日は改選後、初めての会議となりますので、皆様にはここで自己紹介をお願いしたいと存じます。進行の都合上、大変恐縮でございますが、お一人につき一分程度でお願いいたします。

それでは、マイクをお持ちしますので、お手元の名簿順、雨宮委員からお願いいたします。

(社会教育委員自己紹介)

司会（山田課長）

ありがとうございました。

続きまして、市職員の紹介をいたします。生涯学習課職員から自己紹介をお願いいたします。

(職員自己紹介)

司会（山田課長）

皆様どうぞ、よろしくお願いいたします。これをもちまして、久喜市社会教育委員委嘱式を終了いたします。

それでは、「令和8年度第1回久喜市社会教育委員会議」に移りたいと存じます。

初めに、会議の進め方等について説明させていただきます。久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、審議会等の会議は原則公開とさせていただいております。公開の会議につきましては、傍聴の希望者がいれば認めることとしております。なお、本日の傍聴者は今のところおりません。

次に、会議録についてでございます。会議録は、概ね1か月以内に、公文書館閲覧室への配架及び市ホームページで公開することとしており、会議録作成のため、録音をさせていただいております。事務局職員が発言する方のもとにマイクをお持ちしますので、発言はマイクが到着するまでお待ちください。

なお、会議録の確認及び署名については、委員長及び委員長が指名する委員1名にお願いし、会議録を公開しております。本日の出席委員でございますが、委員定数20人のうち16人でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、次第、資料１ 久喜市社会教育委員名簿、資料２ 社会教育法、久喜市社会教育委員条例・規則一部抜粋資料となります。

資料はお手元にありますでしょうか。

(資料不足の声なし)

司会（山田課長）

続きまして議事に入りたいと思います。

会議の進行につきましては、久喜市社会教育委員に関する規則第３条第３項により、委員長が主宰することとなっておりますが、委員長が選出されるまでの間、柿沼教育長に仮議長をお願いしたいと思います。それでは、柿沼教育長よろしくお願いいたします。

仮議長（柿沼教育長）

それでは委員長・副委員長が決まるまでの間、暫時、仮議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事の（１）委員長及び副委員長の選出についてでございます。

委員長及び副委員長の選出は、久喜市社会教育委員に関する規則第３条第１項の規定により、委員の互選により選出するものとなっております。

まずは、委員長の選出でございますが、委員の皆様からご推薦等あるいは立候補がございましたらお願いいたします。

桐原委員

はい。

仮議長（柿沼教育長）

桐原委員、お願いします。

桐原委員

社会教育委員委員長として、折原憲司さんを推薦します。

仮議長（柿沼教育長）

ただいま桐原委員から、委員長に折原委員とのご推薦をいただきました。

皆様、いかがでしょうか。

（委員から拍手）

仮議長（柿沼教育長）

ありがとうございます。皆様にご賛同いただきましたので、折原委員に委員長をお願いしたいと思います。

続きまして、副委員長を選出でございますが、委員の皆様からご推薦等がありましたらお願いしたいと思います。

桐原委員

はい。

仮議長（柿沼教育長）

桐原委員、お願いします。

桐原委員

副委員長として、佐伯慶子さんをお願いしたいと思います。

仮議長（柿沼教育長）

ただいま桐原委員から、副委員長に佐伯委員とのご推薦をいただきました。皆様いかがでしょうか。

(委員から拍手)

仮議長（柿沼教育長）

はい、ありがとうございます。

それでは、委員長に折原委員、副委員長に佐伯委員をお願いすることで決定をさせていただきます。皆様のご協力をいただきまして円滑に委員長、副委員長を決定することができました。これにて仮議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。

司会（山田課長）

柿沼教育長、どうもありがとうございました。

それでは、ここで新たに選出をされました折原委員長、佐伯副委員長から、就任のごあいさつをいただきたいと存じます。

折原委員長

(折原委員長 あいさつ)

佐伯副委員長

(佐伯副委員長 あいさつ)

司会（山田課長）

ありがとうございました。

なお、柿沼教育長につきましては、この後、別の公務がございますので、ここで退席をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(教育長退出)

司会（山田課長）

ここで、会場を整えさせていただきますため、5分ほど休憩時間をとらせていただきます。
正面の時計で14時40分から再開いたしますので、それまでにお席にお戻りくださるようお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩といたします。

（休憩）

司会（山田課長）

会議を再開いたします。ここからの会議の進行は、久喜市社会教育委員に関する規則第3条第3項の規定により、折原委員長をお願いいたします。

折原委員長

それでは、しばらくの間、委員長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。会議に入る前に、会議録作成後の署名については、委員長及び委員が指名する1名による署名となっておりますので、今回の会議録の署名は渡辺委員にお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。

「議事（2）社会教育委員に求めること」です。事務局から説明をお願いします。

山田主幹

生涯学習課の山田でございます。

「社会教育委員に求めること」ということで、スライドと資料2をご覧くださいながらお話しさせていただきます。

まず、社会教育の定義の確認です。社会教育法の第2条では、この法律において「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう、と定義されております。つまり、学校教育や家庭教育以外の広く社会で行われる教育が社会教育と定義され

ています。それに対して、生涯学習の定義ですが、文部科学省が発行した令和4年度文部科学白書では、このように説明しています。学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習が、生涯学習である。つまり、生涯学習とは、学ぶこと全般を指しており、学び方によって、学校教育、家庭教育、社会教育、自己学習と細分化されています。社会教育、生涯学習について整理をしたところで、次に社会教育委員について説明させていただきます。

社会教育委員という制度は、実は1949年に社会教育法が制定されたときからありました。制定時には、この制度は、民間人で社会教育にすぐれた意見を有する人々の卓見・良識を社会教育施策に実現するものとして説明されたようです。非常に重要なことですが、1949年という戦後間もないときに社会教育法を制定する当初から、国民、市民の意見・知識を聞く仕組みとしてこの制度が設計されていたということです。今のお話を文部科学省ホームページでは、易しく表現しているので、引用して紹介します。

「学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されています。」と説明されています。表現の違いはありますが、今も昔も、様々な有識者の知識や経験を社会教育の発展につなげること、つながることが社会教育委員に期待されているとご理解いただけるのではないのでしょうか。そして、社会教育委員に求められる方向性はこれまでご説明したとおりですが、実際にはどんなことについて取り組んでいくのかご説明をします。

社会教育委員の職務については、社会教育法第17条で定められており、「社会教育に関する諸計画の立案」、「教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる」、「計画立案または諮問に応じるための研究調査」の主に3つが挙げられています。

皆さんにご承知おきいただきたいのは、これら3つの職務というのは、社会教育委員の皆さんがお持ちの見識、見解、把握されている地域の課題などを教育行政に伝える方法のひとつであって、皆さんの2年間の任期において、必ずしも取り組まなければならないことではないということです。そして、何よりも大切なことは、教育行政に反映させることがゴールではなく、社会教育を発展させるためにはどのような取り組みが必要なのかという観点を常に持って

いただくことだと考えています。そして具体的に皆さんに求めることですが、社会教育に必要なこと、できることはなにかを考えていただきたいと思います。

そして、前期、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの期間に委員を務められた方々から、2年間の感想をいただいておりますので、一部になりますがご紹介させていただきます。「ほかの社会教育委員から大いに刺激を受けた」、「新たな人間関係、つながりができた」、「久喜市の生涯学習、社会教育事業がたくさんあり、多くの方が関わっていることがわかった」、「市の取組が効率的になるよう提案、意見していきたい」。これらの感想のように、社会教育委員の皆さんがつながって個々の活動に活かされ、また、知識や経験を行政に反映しようと意見をされてきたということをご理解いただけたのではないのでしょうか。

結びになりますが、これまでに様々な活動をされ、知識、経験が豊富な社会教育委員の皆様にごできること、地域、学校、家庭、行政をつないでいくことが求められております。地域の課題の解決、社会教育の発展にお力添えくださるようお願いいたします。

続いて久喜市の社会教育委員に関して説明をさせていただきます。まず、久喜市社会教育委員条例の規定により、委員の定数は20人以内となります。学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、また学識経験のある方で構成されております。任期は2年間で、皆様は令和8年6月1日から令和10年5月31日まで委員として務めていただくことになります。

久喜市社会教育委員会会議でございますが、年間3回ほど予定しております。今年度は、10月から11月に2回目を、3月に3回目を予定しております。そして、久喜市社会教育委員の皆様をお願いしていることでございます。久喜市にある様々な審議会、また各種委員会等の委員になっていただきまして、社会教育委員としての立場から、会議に出席していただくようご協力をお願いいたします。

私からは以上になります。ありがとうございました。

折原委員長

山田主幹ありがとうございました。社会教育主事でもあり、わかりやすくご説明いただきました。委員の皆様から質問がありましたらお願いします。

(委員から挙手なし)

折原委員長

今のこの場でなくとも、疑問に思ったことは事務局にお尋ねいただきたいと思います。

以上で「議事（２）社会教育委員に求めること」を終了といたします。本日予定していた議事はすべて終了しました。皆さんの活発なご意見ありがとうございました。それでは、進行を司会にお返しします。

司会（山田課長）

委員長、進行ありがとうございました。それでは、「その他」でございます。事務局から１点連絡がございます。

公職者名簿と個人情報の掲載についてでございます。

公職者名簿とは、久喜市社会教育委員などの附属機関委員等の公職者を取りまとめた名簿で、公文書館で閲覧することができます。公職者名簿には、氏名、住所、電話番号、公職名、任期を掲載することとなっておりますが、このうち、住所と電話番号は、皆様のご承諾に基づき掲載させていただきます。住所、電話番号の掲載をご希望されない方は、会議終了後にお申し出ください。公職者名簿と個人情報の掲載については以上です。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(委員から挙手なし)

長時間にわたり協議いただき、ありがとうございました。

閉会の言葉を佐伯副委員長、お願いいたします。

佐伯副委員長

(佐伯副委員長 あいさつ)

司会（山田課長）

佐伯副委員長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回久喜市社会教育委員会議を終了とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年7月17日

委員長 折原憲司

委員 渡辺龍二

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。